

# 諏訪市道路位置指定の取扱基準

都市計画課

平成 17年 9月  
平成 21年 4月（改訂）

(趣旨)

第1 この基準は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定により道路の位置の指定を行う場合の取り扱いについて、同法施行令（昭和25年制令第338号。以下「政令」という。）第144条の4、同法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。）第9条及び第10条並びに同法施行細則（昭和56年諏訪市規則第5号。以下「規則」という。）第3条及び第4条に規定するもののほか必要な事項を定めるものとする。

(申請手続)

第2 申請書（正1部、副1部）は、法第42条第1項第5号の規定により道路の位置の指定を受けようとする道路（以下「指定道路」という。）の築造を行う場合に提出するものとし、申請手順は別記によるものとする。

- 2 申請書の提出に先立ち、申請者は工事着手前に別紙「道路の位置の指定に関する事前協議書」を市長へ提出するものとする。
- 3 道路の位置の指定の申請に伴う造成等を行なう場合は前項の協議終了後に行なわなければならない。
- 4 第2項の協議終了後に計画の変更をしようとするときは、あらかじめ市長と協議を行なわなければならない。

(添付図書（省令第9条関係）)

第3 事前協議書に添付すべき図書は、次のとおりとする。

|     | 図面の名称    | 内 容   | 備 考                            |
|-----|----------|---|--------------------------------|
| (1) | 委任状      | 代理者の資格、委任事項、委任年月日   | 代理人が申請を行なう場合のみ                 |
| (2) | 付近見取図    | 方位、指定道路の位置、開発区域   |                                |
| (3) | 公図の写し    | 開発区域、指定道路の位置、分筆予定線  | 法務局備え付けのものを転写<br>発行後3ヶ月以内のもの   |
| (4) | 求積図及び求積表 | 開発区域全体の面積、指定道路の面積、各宅地の面積、その他（道路後退部分等）   |                                |
| (5) | 計画平面図    | 方位、開発区域、指定道路の位置・形状・幅員・延長・計画高、土地の高低、接続する道路の位置・形状・幅員・種別、予定区画の形状、道路及び宅地の排水計画（流末まで）、周囲の既存建築物・工作物の位置、都市計画道路位置、道路後退線、自営工事・占用箇所等、周辺の工事計画 | 図面には縮尺、作成者の記名捺印及び作成年月日を記載すること。 |
| (6) | 計画横断面図   | 道路構造物の位置・形状、道路勾配、路盤構成、道路境界の位置、断面位置、側溝の蓋の有無及び種類  |                                |
| (7) | 計画縦断面図   | 道路構造物の位置・形状、道路勾配、道路位置の形状、接続する道路の高さ、道路勾配、水路勾配、道路境界の位置、道路総延長  |                                |
| (8) | 構造図      | 擁壁・排水施設等道路構造物の詳細  |                                |
| (9) | その他必要な図書 |   |                                |

2 道路位置指定申請書に添付すべき図書は、前項の図書に次の図書を加えたものとする。

|     | 図面の名称 | 内 容                   | 備 考         |
|-----|-------|-----------------------|-------------|
| (1) | 承諾書   | 指定道路の敷地となる土地の地名地番、面積、 | 権利を有するもの全てか |

|     |            | 権利関係の別、住所氏名、承諾印           | らの承諾が必要                           |
|-----|------------|---------------------------|-----------------------------------|
| (2) | 印鑑証明書      | 権利を有するもの全ての者              | 発行後 3 ヶ月以内のもの                     |
| (3) | 土地の全部事項証明書 | 指定道路となる地番全て               | 発行後 3 ヶ月以内のもの                     |
| (4) | 協議書等       | 指定道路との関係、協議日、立会い者、協議内容、条件 | 接続される道路の権利者、道路の隣地所有者等との協議の結果を報告する |
| (5) | 許可書等の写し    |                           | 水路占用許可、農地転用許可、自営工事許可等             |

(指定道路の幅員)

第 4 指定道路の幅員は、原則として同一の幅員が延長するものとし、その有効幅員は別図 1 及び別図 2 によるものとする。

(指定幅員)

第 5 指定道路の指定幅員は、第 4 に規定する有効幅員とする。

(接続道路)

第 6 指定道路は、法第 42 条に規定する道路（以下「道路」という。）に接続し、接続する道路の道路管理者又は、所有権者等との協議を行い、必要に応じて権利者の同意を得なければならない。

(指定道路の区画)

第 7 指定道路は、側溝、縁石、境界杭等を設置して他の土地と明確に区画しなければならない。

(指定道路の構造)

第 8 指定道路の路面は、原則としてアスファルト舗装又はコンクリート舗装とし、自動車等の通行及び通常の維持管理において支障がない構造とする。

(排水施設)

第 9 指定道路の排水は、側溝等を両側に設けることを原則とし、流末まで排水に支障がないものとする。

2 側溝等にコンクリート二次製品を使用する場合は、別図 1 を標準とし道路の維持管理に支障のない構造とする。

3 側溝等に蓋を設ける場合は、強固で自動車等の通行において支障がないものとする。

(すみ切り)

第 10 指定道路のすみ切りは、政令第 144 条の 4 第 1 項第 2 号の規定による。ただし、法第 42 条第 2 項の規定による道路と接続する場合のすみ切りは、別図 3 (2) によるものとする。

2 前項の規定によるほか、道が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲により生ずる内角が 60 度以下となる場合は、別図 3 (5) により角地の隅角を頂点とする底辺の長さが 2 m 以上となるような二等辺三角形を道に含むすみ切りを設けなければならない。

(指定道路の長さ)

第 11 指定道路の長さは、別図 4 (1) (2) により道路の中心線の長さとする。

2 法第 42 条 2 項道路と接続する場合は、道路境界線とみなす線からの長さとする。別図 4 (3)

3 転回広場等のある指定道路の長さは、転回広場の中心までの長さとする。別図 4 (4)

(転回広場)

第 12 指定道路の終点及び中間に設ける転回広場は別図 5 の規定する形状によるものとする。

(勾配)

第 13 指定道路の勾配は別図 6 によるものとし、縦断勾配は、原則として 9%以下としなければならない。ただし、協議により周囲の状況等によりやむを得ないと認めた場合は、縦断勾配を 12%以下とすることができる。

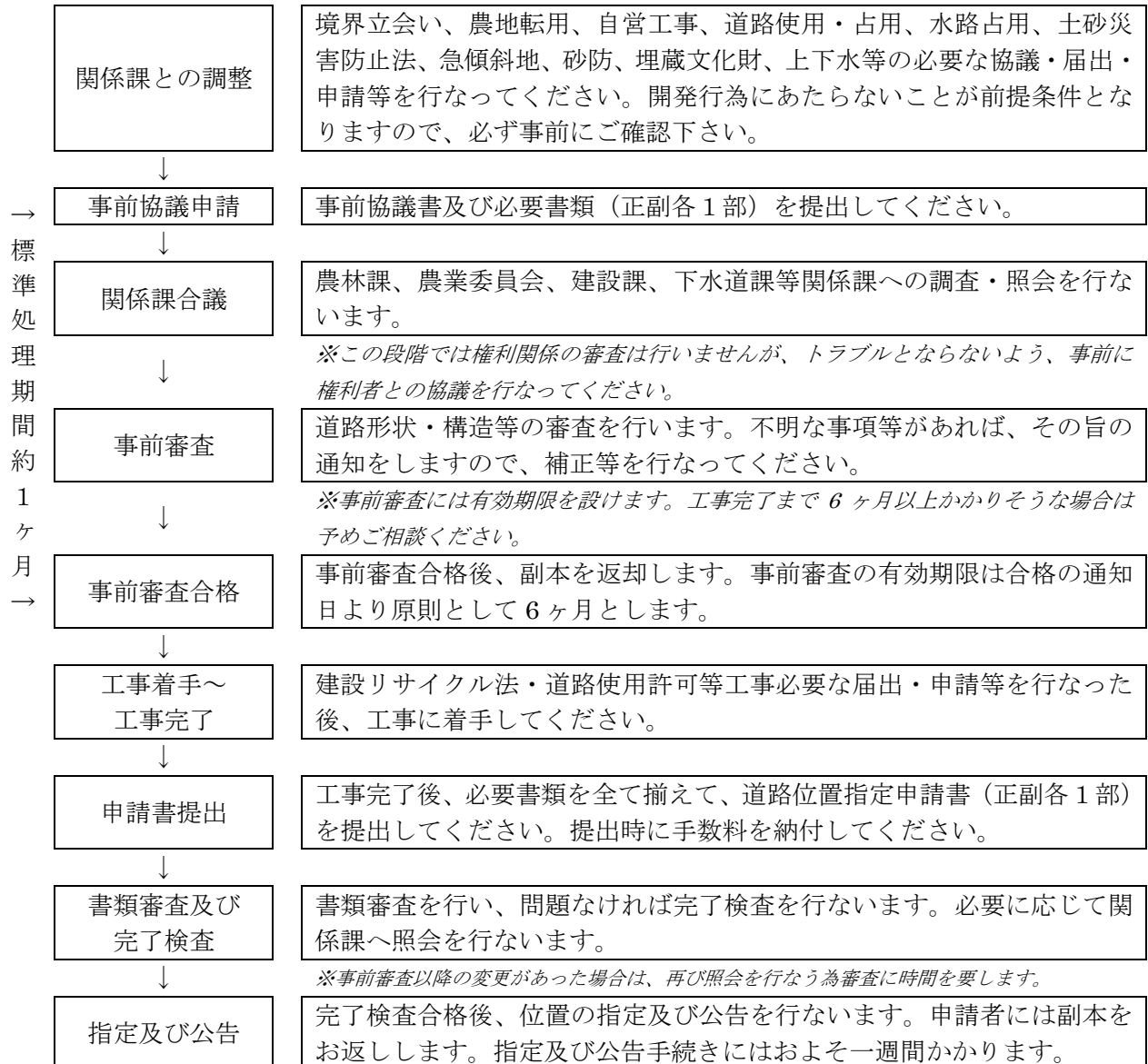
2 縦断勾配が 9%を超える部分が含まれる場合は、すべり止め舗装等の通行上安全な措置を講じなければならない。

(安全施設)

第 14 指定道路が屈曲、河川、がけ等によって通行上危険を伴うおそれのあるところには、防護柵、擁壁等の施設を設けなければならない。

### 申請手続きの流れ

(別記)



※周囲の状況により開発面積が 3000 m<sup>2</sup>以下の申請であっても都市計画法による許可が必要となる場合がありますので、予めご確認下さい。

※計画に変更が生じた場合は、速やかに報告して下さい。

※工事請負額が 500 万円以上の場合は工事着手の一週間前までに建設リサイクル法の届出が必要です。

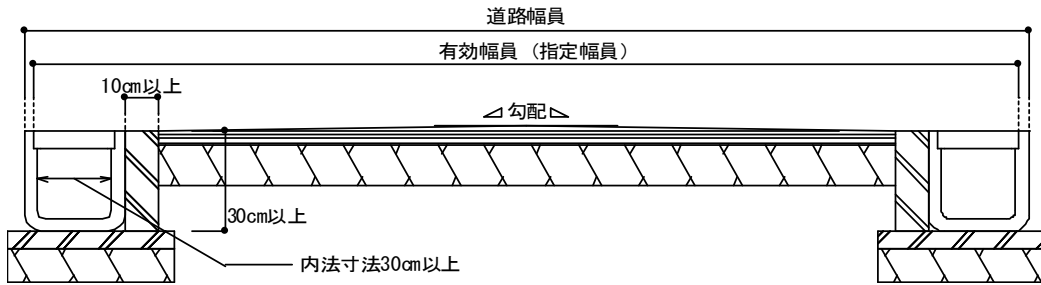
(窓口は地方事務所建築課)

指定道路の技術基準は次のとおりとする。

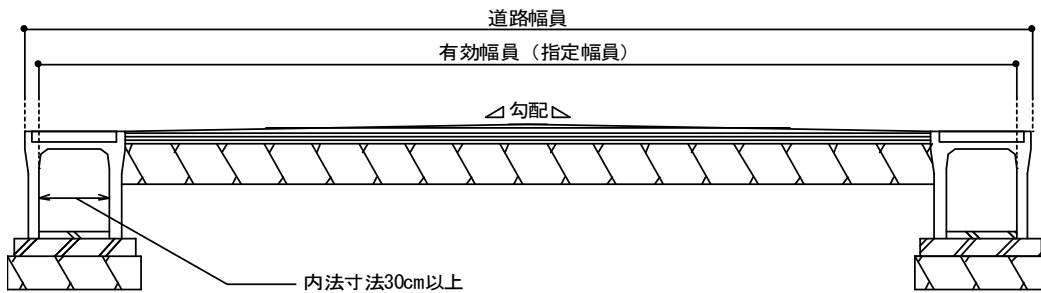
(技術基準 (政令第144条の4関係))

別図1 指定道路の標準断面形状

(1) U字溝の場合

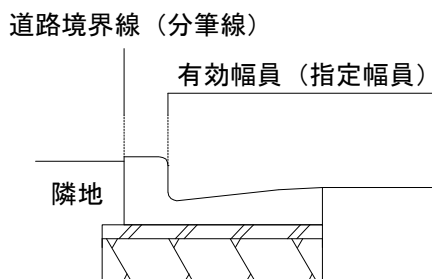


(2) 自由勾配側溝の場合

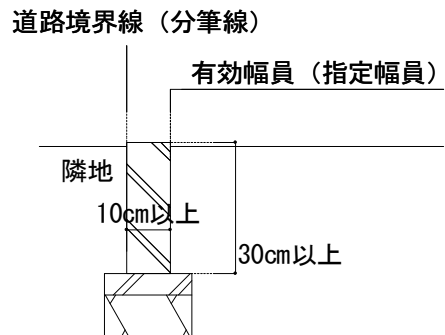


(3) 例外的に片側側溝とする場合

(ア) L型側溝



(イ) 帯コンクリート

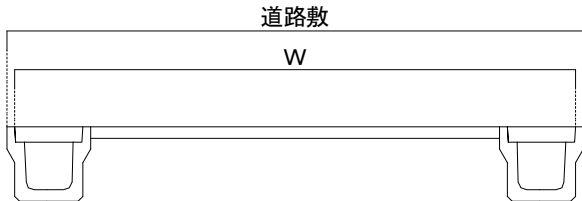


別図2 指定道路の幅員

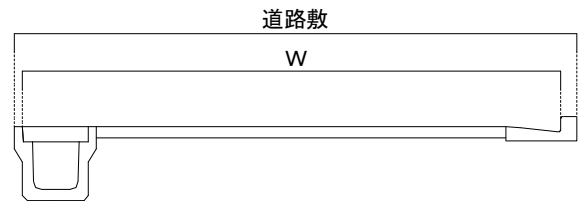
- ア 有効幅員（指定幅員）を4m以上とすること
- イ 道路敷で分筆を行なうこと（すみ切部分も同様とする）。

W：有効幅員（指定幅員）

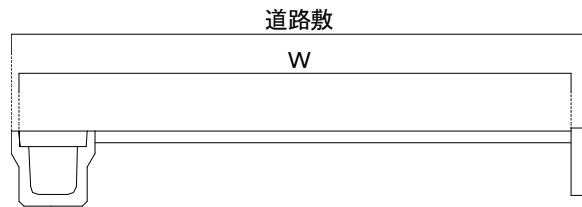
(1)



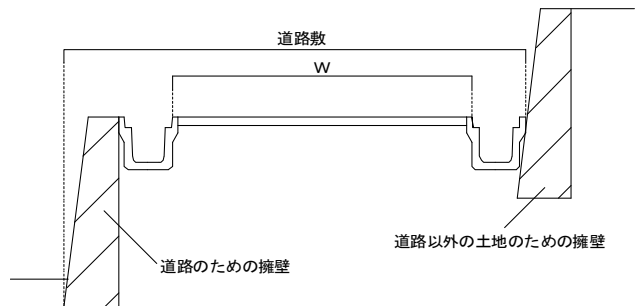
(2)



(3)



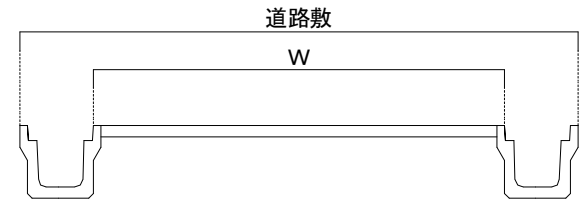
(4)



(5)

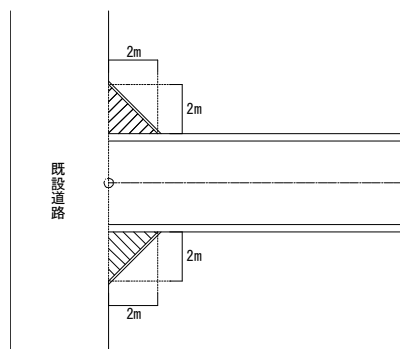


(6)

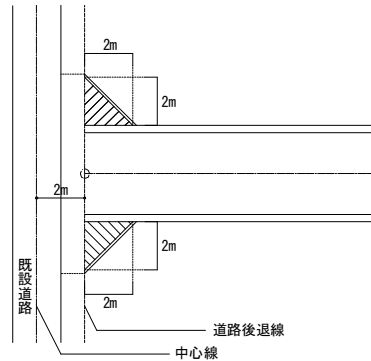


別図3 指定道路のすみ切

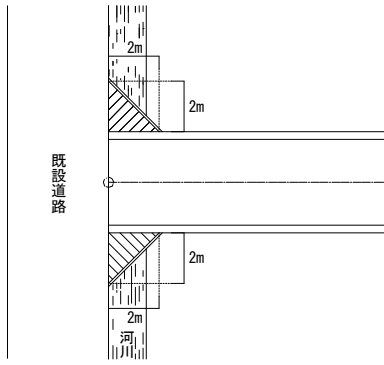
(1) 標準形状



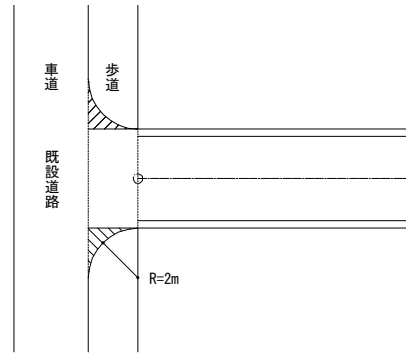
(2) 法第42条第2項による道路の場合



(3) 河川等がある場合

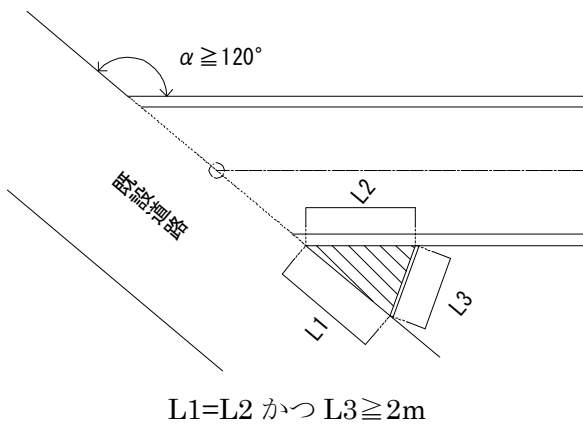


(4) 歩道がある場合

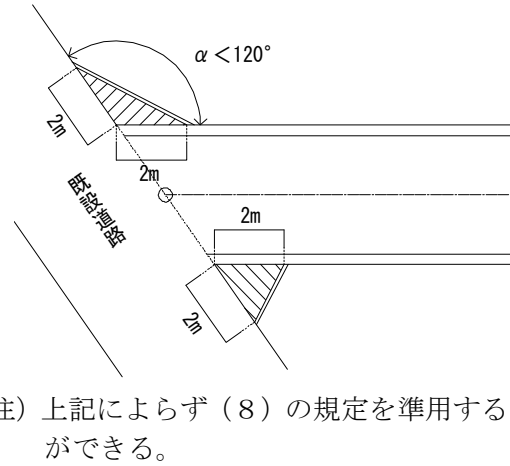


(注) 既設道路の管理者が承諾する範囲とすることが出来る。

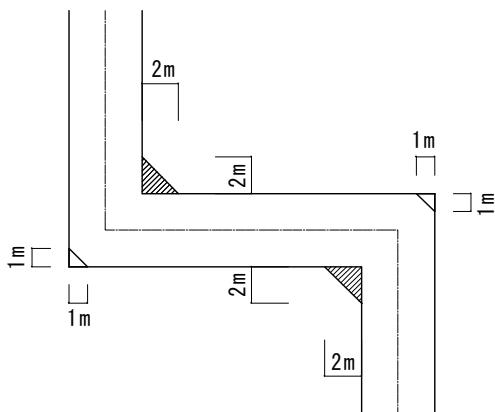
(5) 鋭角に交差する場合 (120° 以上)



(6) 鋭角に交差する場合 (120° 未満)

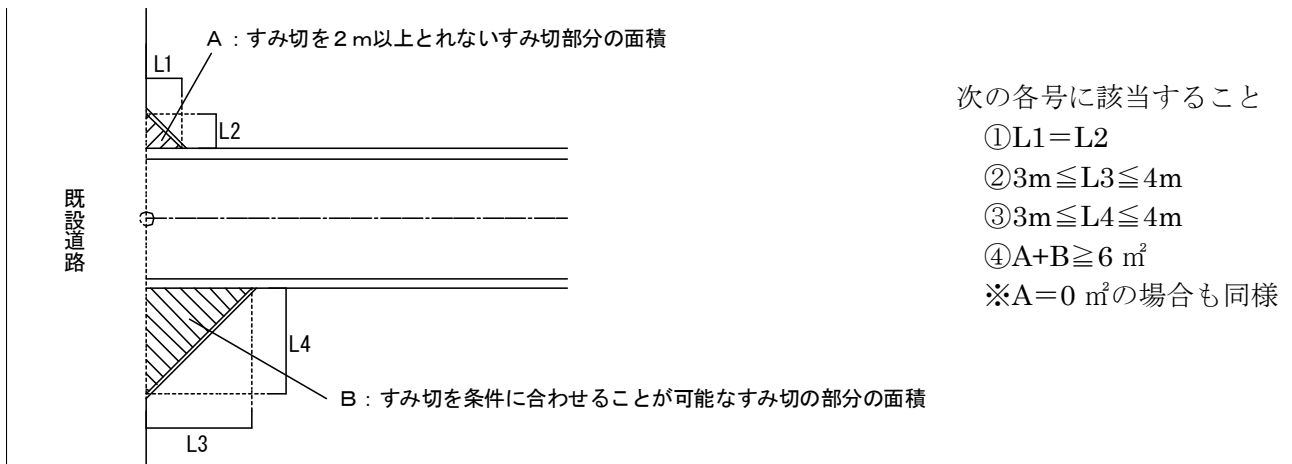


(7) 途中で屈折する場合



(注) 出隅部分のすみ切は省略することが出来る。

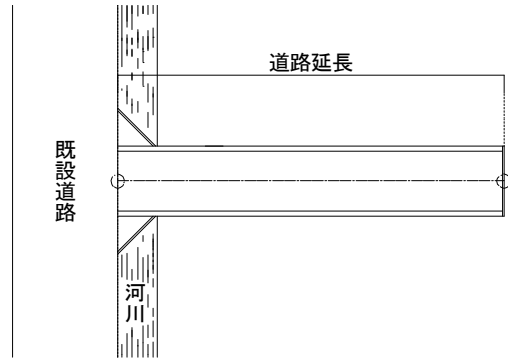
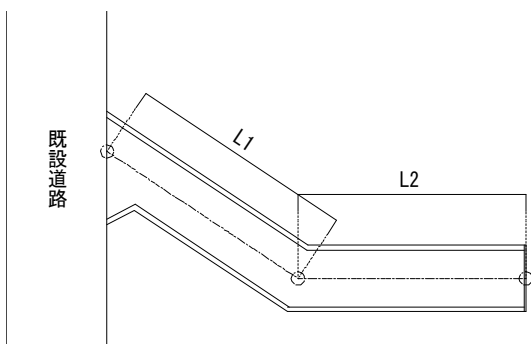
(8) どちらか一方のすみ切りがやむを得ず 2m以上取れない場合



別図 4 指定道路の長さ

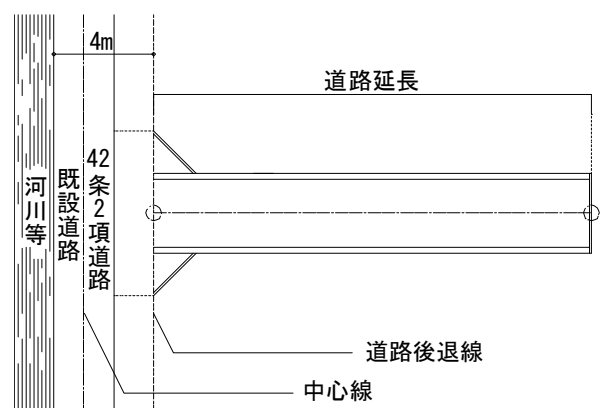
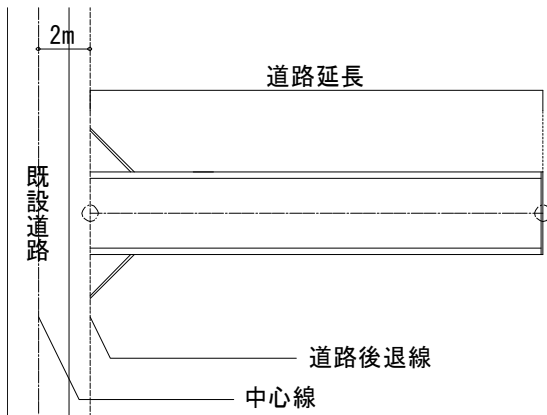
(1) 指定道路の長さは、道路の中心線の長さとする。

(2) 河川等を含む場合の指定道路の長さは、水路等を含むものとする。



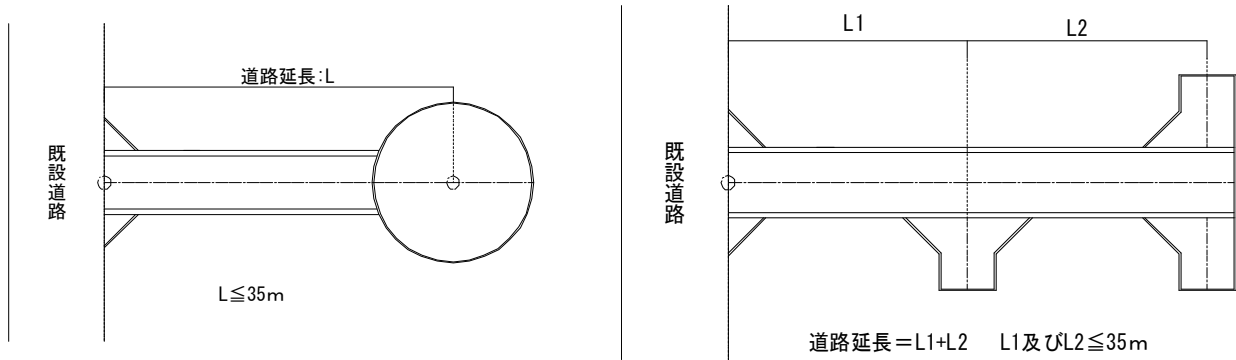
(3) 法第 42 条第 2 項道路による道路に接する指定道路の長さは、道路の中心線から 2m の後退線より測るものとする。

(例外：一方後退)





(4) 転回広場がある指定道路の長さは、転回広場の中心までの長さとする。

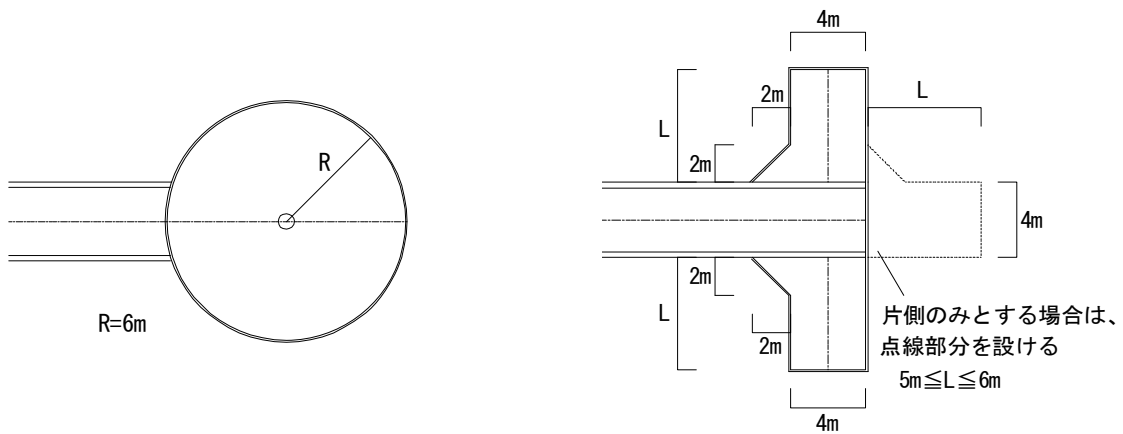


幅員 4m、延長 35mの終端に別図 4 (1) に規定される転回広場を設けることは、支障なし。

### 別図 5 指定道路の転回広場

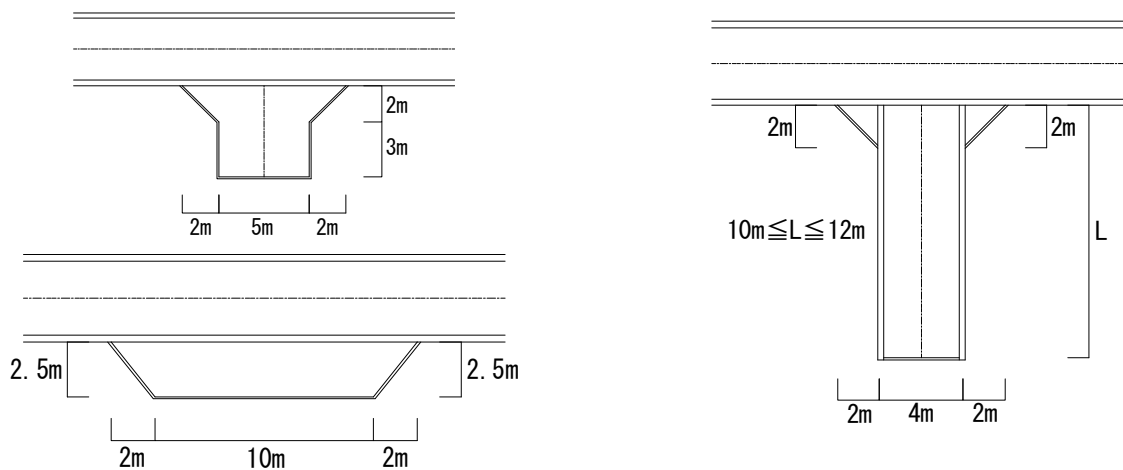
・転回広場は、側溝又は縁石等の構造物を用いて表示する。

(1) 終端の転回広場

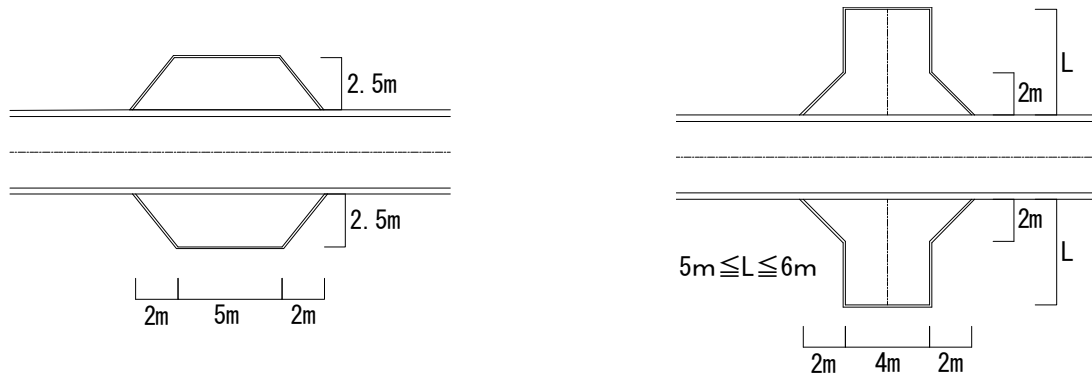


(2) 中間の転回広場

(ア) 片側に設ける場合



(イ) 両側に設ける場合



別図6 指定道路の勾配

ア 横断勾配

排水及び通行に安全上支障のない勾配とする。

イ 縦断勾配

縦断勾配が9パーセントを超える場合は、滑り止めの処置を施すものとする。

